

大規模小売店舗の  
地域貢献活動ガイドライン  
運用の手引き 2017

茨 城 県

(平成29年3月版)

## 手引きの作成（改定）に当たって

県では、平成21年11月に地域貢献活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、大規模小売店舗と地域とが連携した活力あるまちづくりや地域商業の活性化などの取組みを促進してきました。

各地域で新たな取組みが行われるなど一定の成果がみられたところですが、今後、活力ある地域社会の維持やまち・ひと・しごとの創生に向けて、これまで以上に大規模小売店舗と地域とが連携したまちづくりや地域商業の活性化に取り組んでいく必要があることから、ガイドラインを関係者の皆様の身近な指針としてご活用いただくため、昨年、「大規模小売店舗の地域貢献活動ガイドライン運用の手引き2016」を作成いたしました。

今回は、手引きをご利用いただく中で、関係者の皆様からいただいたご意見を踏まえ一部改定を行ったものであり、その一つとして、各々のイベントなど年間行事等に係る情報交換が連携に有益であるとの意見から、地域懇談会における参考となる資料として具体的に記載しました。これにより、大規模小売店舗と地域関係者の互いへの理解が進み、一層連携が促進されれば幸甚に存じます。

この手引きは、今後も関係者のご意見等をいただきながら、より分かりやすく、活用しやすいものとしてまいりますので、引き続き、ガイドラインにご協力をいただけますようお願いいたします。

# 目次

1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	対象となる店舗	2
3	手続きフロー	3
4	地域貢献活動の取組み	
	(1) 地域貢献活動計画書の提出・活動状況報告書の提出・変更計画書の提出	4
	① 様式の一部変更（試行様式の導入）	6
	② 提出に当たって	7
	(2) 地域貢献活動計画書等の公表	10
	(3) 地域懇談会の開催	11
	① 地域懇談会の意義	12
	② 地域懇談会の開催に当たって	13
	③ 構成員の選定	14
	④ 開催の通知等	16
	⑤ 地域懇談会の運営	18
	⑥ 開催結果の周知	20
5	地域貢献活動の取組み項目	21
6	相談・連携窓口	22

# 1 ガイドライン策定の趣旨

(上略)

大規模小売店舗は、広い地域から集客を図り、物販にとどまらず、消費者の多様なニーズを満たす等、人々の日常生活に欠かせない施設であり、消費者の日常生活への影響、環境面をはじめ、まちづくりや地域経済への影響も顕著であることから、地域社会の一員としてその果たすべき役割はますます大きくなっております。

このため、国では、平成19年2月に大規模小売店舗立地法第4条に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を改正し、大規模小売店舗の社会的責任の一環として、まちづくりに積極的に対応することが強く期待される旨を明記しました。

(中略)

この度、地域経済の担い手である商工団体からの要望等も踏まえ、大規模小売店舗に期待する地域貢献活動の取組みの拡充や実施にあたっての手続き等を明示し、大規模小売店舗と地域が連携した活力あるまちづくりや地域商業の活性化などの取組みをより促進するため、「茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定することとしました。

(ガイドラインより抜粋)

## 2 対象となる店舗

大規模小売店舗（店舗面積が1千 $\text{m}^2$ を超える小売店舗）又は大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊技場等を併設する集客施設であって、当該建築物の床面積（駐車場、駐輪場を除く。）が1万 $\text{m}^2$ を超える施設（以下「特定大型店舗」という。）を対象とします。

なお、複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合でも、一体的な開発とみなされる場合には、それらの施設の床面積の合計が対象となります。

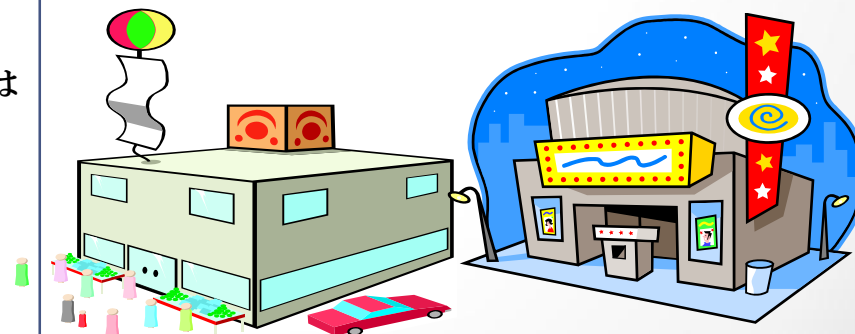
（ガイドラインより抜粋）

大規模小売店舗単独で、床面積が1万 $\text{m}^2$ を超える施設

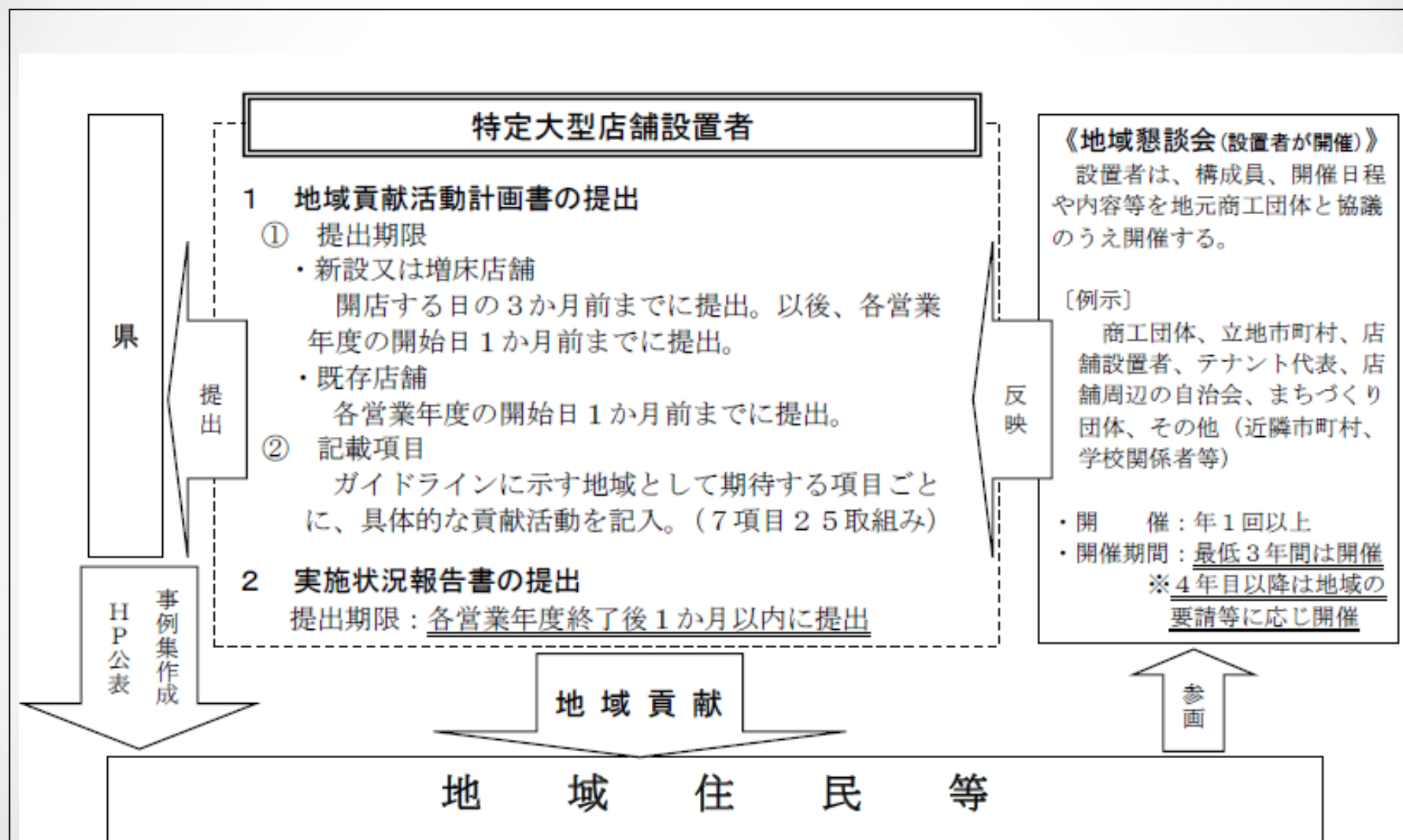


又は

大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊技場等を併設する集客施設で、床面積が1万 $\text{m}^2$ を超える施設



### 3 手続きフロー





## 4 地域貢献活動の取組み

### (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

#### 1 地域貢献活動計画書の提出

次の各号に該当する者は、5で規定する地域懇談会（P11）を開催のうえ「地域貢献活動計画書（以下「計画書」という。）」（様式第1号）を茨城県知事に提出してください。

##### (1) 特定大型店舗を新設する者及び増床により新たに特定大型店舗を設置する者

開店する3か月前までに当該営業年度に係る計画書を提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

##### (2) ガイドラインの施行時に特定大型店舗を設置している者

ガイドライン施行日以降、初めて到来する営業年度の開始日1か月前まで又はガイドライン施行後3か月以内に計画書を提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

##### (3) 承継により特定大型店舗を設置する者

大規模小売店舗立地法第11条第3項に基づく承継届出をする際、計画書を併せて提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

#### 2 地域貢献活動実施状況報告書の提出

計画書を提出した者は、地域貢献活動の実施内容について、「地域貢献活動実施状況報告書（以下「報告書」という。）」（様式第2号）を各営業年度終了後1か月以内に茨城県知事に提出してください。

#### 3 地域貢献活動変更計画書の提出

計画書の特定大型店舗の名称等、地域貢献活動担当者や地域貢献活動計画等の内容を変更する者は、速やかに「地域貢献活動変更計画書（以下「変更計画書」という。）」（様式第3号）を茨城県知事に提出してください。

(ガイドラインより抜粋)

## 4 地域貢献活動の取組み

### (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

- 「特色ある取組み」の欄は、大型店の代表的な活動や、新たな取組み、地域と連携した取組みなどについて、例示項目にとらわれることなく積極的に記載してください。
- また、「特色ある取組み」欄に記載した内容は、他の大型店の参考にもなることから、できるだけ具体的に、目指す成果やメリット等も記載してください。
- 計画書等の取組項目は、大型店が取り組まれている幅広い活動を記載いただくために多くの項目を示しているものですので、該当のない項目については空欄としてください。



#### <撤退が決まったら>

- ・大型店の撤退は、出店時と同様に、地域経済のみならず、地域の生活や環境に大きな影響を与えます。撤退が決まったときは、商工会・商工会議所、市町村及び県に速やかに連絡をしてください。

【連絡事項】 撤退時期、撤退後の店舗の活用計画（後継店等）、連絡先など



# 4 地域貢献活動の取組み

## (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

### ① 様式の一部変更（試行様式の導入）

大型店の特色ある活動を分かりやすくするため「特色ある取組み」欄を設けています。別表に「店舗名」「期間」の欄を設け、ホームページ掲載時に見やすくしました。

#### <地域貢献活動計画書>

様式第1号

地域貢献活動計画書

年 月 日

茨城県知事 殿  
(産業戦略部 中小企業課扱い)

氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)  
住所

---

※ホームページへの掲載について

氏名	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
市町村のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
商工会等のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否

---

別紙

項 目	具体的な取組み内容 (計画)	実施時期	新規・継続の別	
			新規	継続
◎ 特色ある取組み				
※この欄は、積極的に記載願います。 ※内容は、具体的に記載願います。 (地域との連携、目指す成果・効果やメリット等)				
1 地域づくりへの協力				

---

\* 1 「特色ある取組」の欄は、独自又は特色のある取組み(計画)について、具体的に記載願います。  
\* 2 地域の実情や施設の形態等を勘案して実施を計画している取組みについて記載願います。  
\* 3 新規・継続の別の欄には、○を記載願います。

#### <地域貢献活動実施状況報告書>

様式第2号

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿  
(産業戦略部 中小企業課扱い)

氏名又は名称(法人にあってはその代表者氏名)  
住所

---

※ホームページへの掲載について

氏名	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
市町村のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
商工会等のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否

---

別紙

項 目	計画内容	実施内容	実施時期
※この欄は、積極的に記載願います。 ※内容は、具体的に記載願います。 (地域との連携実績、成果・効果、メリット等)			
1 地域づくりへの協力			

---

\* 「特色ある取組」の欄は、実施した取組みのうち、独自又は特色のある取組みについて、具体的に記載願います。

## 4 地域貢献活動の取組み

### (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

#### ② 提出に当たって

##### ア 大型店（設置者・小売業者等）

設置者は、計画書を各営業年度の開始日 1 か月前までに、実施状況報告書を各営業年度終了後 1 か月以内に、県に提出することになっています。

早めに計画書等の策定準備を進め、計画書等は、必ず期限内に提出してください。

#### <取組促進のポイント>

- ・地域懇談会での意見や地域住民等から寄せられた声などから、地域ならではの貢献活動に発展することがあります。計画策定に当たっては、これらの意見や声について十分に検討してください。
- ・策定した計画を効果的に推進するためには、取組内容を店長・従業員などの店舗関係者において共有することが有効と考えられます。

#### <計画策定に当たって>

- ・地域関係者は、まちづくりや地域商業活性化の観点から、大型店に対し大きな期待を寄せています。特に、下記については、大型店のご理解とご協力をお願いします。

- 設置者及びテナントの商工団体等への加入
- 大型店の撤退に関する早期情報提供

## 4 地域貢献活動の取組み

### (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

#### ② 提出に当たって

##### イ 商工会・商工会議所、市町村

設置者から提出された計画書等は、県から商工会・商工会議所及び市町村へ回付します。商工会・商工会議所及び市町村では、記載内容を確認するほか、地域が歓迎する取組みは設置者にその評価を伝えるなどして、活動の継続を働き掛けてください。

#### <内容確認のポイント>

- ・ 地域懇談会に出席した場合は、下記について確認しましょう。
  - ◇ 地域懇談会において合意された意見の計画書への反映状況
  - ◇ 地域懇談会における検討事項の進展状況
    - ⇒ 進展がみられたときは、構成員へも報告しましょう。
- ・ 地域が関わることにより、まちづくりや地域商業の活性化につながると考えられる取組みについては、商工会・商工会議所及び市町村の事業との連携や、地域の協力・支援等を検討することにより、この取組みを発展させることも考えられます。

#### <新たな取組みの促進>

- ・ 地域が大型店に新たな取組みを期待する場合は、地域から協力・連携を提案するなどして、大型店の地域貢献活動を促すことも大切です。

## 4 地域貢献活動の取組み

### (1) 地域貢献活動計画書の提出・実施状況報告書の提出・変更計画書の提出

#### ② 提出に当たって

##### ウ 県

全ての特定大型店舗の理解と協力を得て地域貢献活動に取り組んでいただくために、県は、計画書等が未提出となっている特定大型店舗の設置者に対しては、引き続き、ガイドラインの趣旨説明及び未提出理由等の聴取により問題点の把握・解消に努め、計画書等の提出を働き掛けます。

#### <提出促進のポイント>

- ・設置者が複数名いる大規模小売店舗であって、各々の設置者が独立した建物（棟）を所有している場合は、試行運用として、独立した建物（棟）の設置者（所有者）ごとに、当該建物（棟）に入店する大型店の活動に係る計画書等の提出を働き掛けます。
- ・設置者が大型店の運営に直接関わっていない場合であって、大型店の運営管理者又は小売業者等から計画書等の提出意志が示された場合は、設置者に代わって提出する計画書等について受理します。

#### <ガイドラインに関する意識調査の実施>

- ・計画書等の提出促進対策として、大型店のガイドラインに対する意識や地域貢献活動の意欲等を把握するための意識調査を必要に応じ実施します。

# 4 地域貢献活動の取組み

## (2) 地域貢献活動計画書等の公表

### 4 地域貢献活動計画書等の公表

提出された計画書、報告書、変更計画書は速やかに県のホームページで公表します。

(ガイドラインより抜粋)

#### ア 県

- ・提出された計画書及び実施状況報告書等は、県のホームページへ掲載します。
- ・毎年度、特色ある地域貢献活動を事例集にまとめ、関係団体等への資料提供や県のホームページへの掲載等を行うことにより、大型店の活動の周知を図ります。

#### イ 商工会・商工会議所、市町村

- ・大型店の地域貢献活動を地域の事業者や住民等に周知することも大切です。
- ・例えば、大型店の地域貢献活動を商工会・商工会議所及び市町村の広報紙やホームページに掲載することは、地域住民等が大型店の活動を認知・評価する機会にもつながり、有効な手段と考えられます。

#### <ガイドラインの周知徹底等>

- ・県は、毎年度、設置者、商工会・商工会議所及び市町村あて、ガイドラインの運用に係る通知を発出し、ガイドラインの周知徹底及び理解促進に努めます。

#### <特色ある取組みの事例募集>

- ・県は、活動事例集を発行する際には、大型店や商工会・商工会議所、市町村に、事例集に掲載する特色ある取組みを照会し、事例の取りまとめを行います。



## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### 5 地域懇談会の開催

計画書を提出する者は、地域懇談会を開催し、地域の関係者と意見交換のうえ、地域の意向等を踏まえた計画書を策定し、その取組みを進めてください。

##### (1) 構成員等

地域懇談会の構成員、開催日程や内容等については、店舗の立地する地域の商工会議所又は商工会と協議のうえ決定してください。

##### ※構成員の例示

- ・ 特定大型店舗設置者、店舗運営責任者、テナント代表
- ・ 店舗の立地する地域の商工会議所又は商工会
- ・ 立地市町村
- ・ 店舗周辺の自治会、まちづくり団体
- ・ その他、店舗立地位置により近隣市町村及び商工団体、地域貢献活動内容により周辺の学校関係者等



##### (2) 設置期間

地域懇談会は少なくとも年1回、3年間は開催し、それ以降も地域の要請等に応じて開催してください。

(ガイドラインより抜粋)



## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ① 地域懇談会の意義

地域懇談会は、設置者が「地域貢献活動計画書」を策定するに当たり、地域の関係者との意見交換を通して地域の意向等を把握するために開催するものです。

また、地域の一員である大型店と地域の関係者が会する良い機会でもあり、それぞれが持つ情報等について共有し、意見交換することは、お互いの理解を深め、身近な関係を構築するうえでも大変有意義なものです。

大型店及び地域関係者は、活力あるまちづくりや地域商業の活性化などに向けて、それぞれが協力・連携できること等を提案するなどして建設的な意見交換を進めるとともに、地域関係者は大型店の地域貢献活動に協力・支援していくことが必要です。

更に、地域の期待に応じた大型店の地域貢献活動を推進するためには、地域から大型店に協力・連携できることを提案し、大型店と一緒に実行することも大切です。

※地域懇談会という名称でなく、既存の会議等をもってガイドラインに定める地域懇談会としても差し支えありません。

#### ＜地域懇談会開催により期待できるもの＞

- ・まちづくりや地域商業活性化のための取組促進（地域貢献活動計画書の策定）
- ・情報交換等による大型店と地域との相互理解の促進及び良好な関係の構築
- ・大型店と地域との連携促進（大型店と地域の関係者がともに力を合わせて取り組むまちづくりや地域商業活性化の促進等）

## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ② 地域懇談会の開催に当たって

大型店が取り組む地域貢献活動は、地域社会への貢献活動であり、地域住民等の満足が高いほど、より活動目的が達成されるものと考えられます。

地域懇談会は、大型店が地域の意向を知るための一つ的手段であることから、少なくとも年1回、3年間開催することとしています。

なお、地域によっては、3年間開催した後においても、大型店との懇談会の場を必要とすることがありますので、4年目以降の開催を必要とする場合は、地域から大型店に要請するなどして開催してください。

※ ガイドライン対象外の大型店であっても、地域への影響が大きいなど、地域との意見交換が必要な場合は、地域関係者から大型店に声かけをしてください。

#### <開催回数等について>

- ・ 当初の3年間は、地域懇談会を開催することとしていますが、大型店と地域関係者との良好な関係維持等のためにも、4年目以降も継続して開催することは大切です。
- ・ 大型店から地域関係者に開催を働き掛けたり、商工会・商工会議所又は市町村から大型店に開催を要請するなどしてください。

## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ③ 構成員の選定

##### ア 選定の考え方

地域貢献活動の取組み内容は、ガイドラインの「第4 地域貢献活動の取組み項目（P21）」に例示するものに限らず多岐にわたると考えられますので、地域の状況等を踏まえながら、地域懇談会に出席する関係者を選定する必要があります。

また、ガイドラインでは、構成員の選定に当たり、設置者が商工会・商工会議所と協議することとしていますが、幅広い関係者を選定するためには、市町村の商業担当課を交えた協議も有効であると考えられます。

##### <構成員の例>

大型店の立地位置や業種、施設形態等によって構成員は変化しますが、概ね、下記の関係者が想定されます。

◎大型店：設置者、店舗管理者、各テナント責任者 など

◎商工会等：事務局長・部長等、各部会長など

◎市町村：商業担当課、まちづくり担当課、防犯・青少年育成担当課、教育委員会など

◎地域関係者：自治会、まちづくり団体、小・中学校等、警察（交番） など

## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### イ 構成員の選定に当たって

##### ● 大型店（設置者・小売業者等）

- ・ 構成員の選定は、候補者への要請等の期間を考慮して、地域懇談会の開催予定日の遅くとも1か月前までに行うのが適当です。
- ・ 構成員の選定協議は、設置者から商工会・商工会議所へ連絡してください。
- ・ 大型店関係者については、地域貢献活動の内容を共有すべき者を構成員としてください。

##### ◆ 商工会・商工会議所

- ・ 地域懇談会は、幅広い関係者が出席することにより、活発な意見交換が期待されますので、大型店の立地位置や業種、施設形態等を勘案したうえで、幅広い関係者を選定することが大切です。
- ・ 市町村関係課及び地域関係者の選定に当たっては、市町村への協議が有効と考えられます。
- ・ 構成員（大型店関係者を除く。）を選定する際は、あらかじめ、開催の趣旨説明及び出席の意思確認をすることで、協力が得やすくなると考えられます。

##### ◇ 市町村

- ・ 幅広い関係者を選定するためには、地域の状況等を把握している市町村の関わりが必要と考えます。
- ・ 市町村関係課を選定する際には、まち（地域）づくり、防災・防犯対策、青少年の非行防止対策などの担当課が考えられます。

# 4 地域貢献活動の取組み

## (3) 地域懇談会の開催

### ④ 開催の通知等

#### ア 開催の通知

##### ● 大型店（設置者・小売業者等）

- ・ 地域懇談会の招集は、主催者である設置者が行います。
- ・ 開催通知は、商工会・商工会議所と協議した際に示された構成員の連絡先を元に、電話・ファックス・郵便等により行うことが考えられます。

【参考】 通知事項：開催日時・会場、協議議題、開催目的など

##### ◆ 商工会・商工会議所

- ・ 構成員を選定した場合は、その連絡先（役職・氏名・住所等）を設置者に示してください。ただし、個人情報取り扱いの観点から不適切であると判断した場合は、設置者に代わって通知することも考えられます。
- ・ 選定した構成員に対しては、設置者から開催通知があることについて、あらかじめ知らせてください。

##### ◇ 市町村

- ・ 地域関係者等を選定した場合は、その連絡先（役職・氏名・住所等）を商工会・商工会議所を通じ、設置者に示してください。ただし、個人情報取り扱いの観点から不適切であると判断した場合は、設置者に代わって通知することも考えられます。
- ・ 選定した構成員に対しては、設置者から開催通知があることについて、あらかじめ知らせてください。



## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### イ 資料等の準備

##### ● 大型店（設置者・小売業者等）

- ・ 地域懇談会の資料は、次を参考に、必要に応じて用意してください。
  - ☆ 次第、出席者名簿
  - ☆ 地域貢献活動計画書(案)（次期営業年度又は開店日が属する営業年度分）
  - ※ 当年度の実績報告書(案)を示すことで、計画書(案)が分かりやすくなります。
  - ☆ 情報交換において参考となる資料（イベント等の年間行事に係る情報 など）
  - ☆ 店舗の概要が分かる資料（※初回のみでも可）
- ・ 協議議題は、地域貢献活動計画書（案）等に係る協議のほか、商工会・商工会議所又は市町村から議題が提出された場合は、これについても含めてください。



##### ◆ 商工会・商工会議所

- ・ イベント等の年間行事情報の積極的な共有は、新たな地域連携の契機になります。
- ・ 協議したい議題がある場合は、資料（レジュメ等）を用意しましょう。
- ・ 管轄区域内における商業に関する情報を提供することも、大型店との連携促進には必要と考えられます。

##### ◇ 市町村

- ・ 地域イベント、特産品・観光資源等の情報は、大型店が必要としている情報です。
- ・ 協議したい議題がある場合は、資料（レジュメ等）を用意しましょう。
- ・ 大型店や地域住民等の参加・協力が必要な事業等の情報を提供することも、大型店と地域住民等の連携促進には必要と考えられます。



## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ⑤ 地域懇談会の運営

地域懇談会について、一部の大型店や地域の関係者からは、「計画書を策定するためだけに開催されている」や「大型店に対する地域の一方的な要望の場となっている」など、開催意義が感じられない等の声も寄せられています。

このため、大型店及び地域関係者は、開催の趣旨・目的を十分に理解し、まちづくりや地域商業の活性化のために、自ら何ができるかを考えて意見交換することも大切です。

地域貢献活動を促進するには、大型店と地域関係者が良好な関係を構築し、お互いの立場を思いやり、お互いがメリットを実感できる互惠関係で取組みを進めることも大切です。出席者は、このような姿勢を持って会に出席し、それぞれができることについて前向きに検討・提案することも必要です。

#### <継続開催のポイント>

- ・ 1年目、2年目の開催では、次回(来年)の開催月を確認することも大切です。
- ・ 3年目の開催では、4年目以降の開催の可否や開催頻度について、話し合ってください。

#### <特色ある取組の推進>

- ・ 大型店の立地位置や業種、施設形態等によって、大型店が地域で果たすべき社会的役割は異なります。大型店は、地域関係者との意見交換を通じ、地域の実状に応じた地域ならではの取組みを進めることも必要です。
- ・ また、地域関係者は、大型店の取組みを促進するため、地域ができることを積極的に提案することが大切と考えられます。

## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ⑤ 地域懇談会の運営

##### ● 大型店（設置者・小売業者等）

- ・ 進行に当たっては、冒頭において開催意義（P 1 2）等を説明し、共通認識を形成したうえで意見交換を進めることが大切です。
- ・ 地域の実情に応じた取組みを検討することも大切です。

##### □ 地域関係者

- ・ 地域ができることを積極的に提案することは、活発な意見交換を生み、地域のための貢献活動の促進につながると考えられます。

##### ◆ 商工会・商工会議所

- ・ 大型店と連携できること・連携したいことを提案することは、地域商業の活性化につながる取組みが生まれるきっかけになると考えられます。

##### ◇ 市町村

- ・ 活動計画案の確認や意見交換等において、市町村の事業等との連携などを視野に助言等を行うことは、まちづくり等の促進につながると考えられます。

## 4 地域貢献活動の取組み

### (3) 地域懇談会の開催

#### ⑥ 開催結果の周知

構成員は、それぞれの団体等の代表として地域懇談会に出席していますので、地域懇談会において議論された内容等については、各団体の関係者に周知することが大切です。

また、地域住民等が大型店の取組みや地域との連携による取組み等を知ることで、新たな連携が期待できますので、それぞれのホームページ等へ開催結果等を掲載するなどして、大型店の取組みを地域住民等へも広く周知しましょう。

#### ● 大型店（設置者・小売業者等）

- ・ 地域貢献活動は、大型店関係者が共通理解をもって取り組むことが大切です。設置者は、議論された内容等を店舗内の小売業者等に周知してください。

#### □ 地域関係者

- ・ 議論された内容等を地域で共有することにより、地域住民等の大型店への理解が進み、大型店との連携がとりやすくなると考えられます。

#### ◆ 商工会・商工会議所

- ・ 議論された内容等を関係者に周知することにより、地域事業者等の大型店への理解が進み、連携の促進により地域商業の活性化につながると考えられます。

#### ◇ 市町村

- ・ 議論された内容等を関係課と共有することにより、大型店との連携が広がり、まち（地域）づくり等の促進につながると考えられます。

## 5 地域貢献活動の取組み項目

特定大型店舗を設置する者に対し、県として期待する地域貢献活動の取組み項目や内容を示しましたので、地域の実情や施設の形態等を勘案した取組みをお願いします。

また、示した項目以外についても積極的に取組んでください。

- 1 地域づくりへの協力
- 2 地域産業活性化への協力
  - (1) 施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入
  - (2) 地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力
  - (3) 県産品の積極的な販売、PRや販売促進への協力
  - (4) 施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進
  - (5) 地域及び県内の観光振興への協力
  - (6) 店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的活用への協力
- 3 地域雇用確保への協力
  - (1) 地域及び県内からの優先的な雇用への協力
  - (2) 正社員採用による安定的な雇用への協力
  - (3) 障害者、高齢者や母子家庭の母等の雇用、退職女性等の再雇用への協力
  - (4) インターンシップの受入れへの協力
- 4 環境対策の推進
  - (1) 地球温暖化防止対策の実施
  - (2) 省エネルギー対策の実施
  - (3) リサイクル対策の実施
  - (4) 廃棄物発生抑制対策の実施
  - (5) 店舗及び周辺環境美化対策の実施
- 5 安全・安心なまちづくりの推進
  - (1) 災害発生時や地域防災への協力
  - (2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施
- 6 ひとにやさしいまちづくりの推進
  - (1) ユニバーサルデザインの導入
  - (2) 少子高齢化対策の実施
- 7 撤退時等における配慮
  - (1) 撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供
  - (2) 後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋
  - (3) 店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理

(ガイドラインより抜粋)

## 6 相談・連絡窓口

**【県】** ー地域貢献活動ガイドラインに関するご質問は、下記へお願いします。ー

○茨城県産業戦略部中小企業課 大型店担当 TEL 029-301-3559

**【商工会議所・商工会】** ー地域懇談会開催に係るご相談は、下記へお願いします。ー

- |     |             |                      |                  |
|-----|-------------|----------------------|------------------|
| (あ) | ○阿見町商工会     | (稲敷郡阿見町岡崎3-17-9)     | TEL 029-887-0552 |
|     | ○石岡商工会議所    | (石岡市府中1-5-8)         | TEL 0299-22-4181 |
|     | ○石岡市八郷商工会   | (石岡市柿岡2009-3)        | TEL 0299-43-0247 |
|     | ○潮来市商工会     | (潮来市潮来1086-1)        | TEL 0299-94-6789 |
|     | ○稲敷市商工会     | (稲敷市江戸崎甲3557-1)      | TEL 029-892-2603 |
|     | ○茨城町商工会     | (東茨城郡茨城町奥谷33-1)      | TEL 029-292-5979 |
|     | ○牛久市商工会     | (牛久市上柏田4-1-1)        | TEL 029-872-2520 |
|     | ○小美玉市商工会    | (小美玉市部室1111-3)       | TEL 0299-48-0244 |
|     | ○大洗町商工会     | (東茨城郡大洗町磯浜町6881-275) | TEL 029-266-1711 |
| (か) | ○笠間市商工会     | (笠間市笠間1464-3)        | TEL 0296-72-0844 |
|     | ○鹿嶋市商工会     | (鹿嶋市宮中2-1-34)        | TEL 0299-82-1919 |
|     | ○かすみがうら市商工会 | (かすみがうら市上土田433-2)    | TEL 0299-59-3755 |
|     | ○神栖市商工会     | (神栖市溝口1669-1)        | TEL 0299-92-5111 |
|     | ○河内町商工会     | (稲敷郡河内町源清田1942)      | TEL 0297-84-2136 |
|     | ○北茨城市商工会    | (北茨城市磯原町本町1-3-9)     | TEL 0293-42-2511 |



## 6 相談・連絡窓口

【商工会議所・商工会】—地域懇談会開催に係るご相談は、下記へお願いします。—

- |     |                                |                   |                  |
|-----|--------------------------------|-------------------|------------------|
| (か) | ○古河商工会議所                       | (古河市鴻巣1189-4)     | TEL 0280-48-6000 |
|     | ○古河市商工会総和事務所                   | (古河市下大野2209-9)    | TEL 0280-92-4500 |
|     | ○五霞町商工会                        | (猿島郡五霞町新幸谷463)    | TEL 0280-84-0777 |
| (さ) | ○境町商工会                         | (猿島郡境町965-29)     | TEL 0280-87-0380 |
|     | ○桜川市商工会                        | (桜川市東桜川1-21-1)    | TEL 0296-76-1800 |
|     | ○下館商工会議所                       | (筑西市丙360 スピカ6階)   | TEL 0296-22-4596 |
|     | ○下妻市商工会                        | (下妻市長塚74-1)       | TEL 0296-43-3412 |
|     | ○常総市商工会水海道事務所(常総市水海道橋本町3552-1) |                   | TEL 0297-22-2121 |
|     | ○城里町商工会                        | (東茨城郡城里町石塚1428-1) | TEL 029-291-8894 |
| (た) | ○大子町商工会                        | (久慈郡大子町池田2732-3)  | TEL 0295-72-0191 |
|     | ○高萩市商工会                        | (高萩市下手綱2000)      | TEL 0293-22-2501 |
|     | ○筑西市商工会                        | (筑西市海老ヶ島1292-1)   | TEL 0296-52-2511 |
|     | ○つくば市商工会                       | (つくば市筑穂1-10-4)    | TEL 029-879-8200 |
|     | ○つくばみらい市商工会                    | (つくばみらい市福田671-2)  | TEL 0297-58-1700 |
|     | ○土浦商工会議所                       | (土浦市中央2-2-16)     | TEL 029-822-0391 |
|     | ○土浦市新治商工会                      | (土浦市高岡1902-7)     | TEL 029-862-2325 |
|     | ○東海村商工会                        | (那珂郡東海村村松北1-2-34) | TEL 029-282-3238 |
|     | ○利根町商工会                        | (北相馬郡利根町布川2947)   | TEL 0297-68-7417 |



## 6 相談・連絡窓口

【商工会議所・商工会】—地域懇談会開催に係るご相談は、下記へお願いします。—

(た)	○取手市商工会	(取手市取手2-14-23)	TEL 0 2 9 7 - 7 3 - 1 3 6 5
(な)	○那珂市商工会	(那珂市菅谷4404-7)	TEL 0 2 9 - 2 9 8 - 0 2 3 4
	○行方市商工会	(行方市麻生1222-1)	TEL 0 2 9 9 - 7 2 - 0 5 2 0
(は)	○坂東市商工会	(坂東市岩井3230-1)	TEL 0 2 9 7 - 3 5 - 3 3 1 7
	○日立商工会議所	(日立市幸町1-21-2)	TEL 0 2 9 4 - 2 2 - 0 1 2 8
	○日立市十王商工会	(日立市十王町友部1596-3)	TEL 0 2 9 4 - 3 9 - 2 0 8 6
	○常陸太田市商工会	(常陸太田市中城町3210)	TEL 0 2 9 4 - 7 2 - 5 5 3 3
	○常陸大宮市商工会	(常陸大宮市南町1104-4)	TEL 0 2 9 5 - 5 3 - 3 1 0 0
	○ひたちなか商工会議所	(ひたちなか市勝田中央14-8)	TEL 0 2 9 - 2 7 3 - 1 3 7 1
	○鉾田市商工会	(鉾田市鉾田2482-1)	TEL 0 2 9 1 - 3 2 - 2 2 4 6
(ま)	○水戸商工会議所	(水戸市桜川2-2-35 県産業会館3F)	TEL 0 2 9 - 2 2 4 - 3 3 1 5
	○水戸市内原商工会	(水戸市内原1-202)	TEL 0 2 9 - 2 5 9 - 2 8 0 3
	○水戸市常澄商工会	(水戸市大串町2140-2)	TEL 0 2 9 - 2 6 9 - 4 2 1 4
	○美浦村商工会	(稲敷郡美浦村受領1264-2)	TEL 0 2 9 - 8 8 5 - 2 2 5 0
	○守谷市商工会	(守谷市本町19)	TEL 0 2 9 7 - 4 8 - 0 3 3 9
(や)	○八千代町商工会	(結城郡八千代町菅谷1177-27)	TEL 0 2 9 6 - 4 9 - 3 2 3 2
	○結城商工会議所	(結城市大字結城531)	TEL 0 2 9 6 - 3 3 - 3 1 1 8
(ら)	○龍ヶ崎市商工会	(龍ヶ崎市上町4264-1)	TEL 0 2 9 7 - 6 2 - 1 4 4 4

## 6 相談・連絡窓口

**【市町村】** ※代表の場合は、「大店立地法担当」と伝えてください。

- |                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (あ) ○阿見町 商工観光課 (TEL 029-888-1111)    | (た) ○高萩市 観光商工課 (TEL 0293-23-2111)    |
| ○石岡市 商工観光課 (TEL 0299-23-1111)        | ○筑西市 商工振興課 (TEL 0296-54-7011)        |
| ○潮来市 観光商工課 (TEL 0299-63-1111)        | ○つくば市 産業振興課 (TEL 029-883-1111)       |
| ○稲敷市 産業振興課 (TEL 029-892-2000)        | ○つくばみらい市 産業経済課 (TEL 0297-58-2111)    |
| ○茨城町 商工観光課 (TEL 029-292-1111)        | ○土浦市 商工観光課 (TEL 029-826-1111)        |
| ○牛久市 商工観光課 (TEL 029-873-2111)        | ○東海村 産業政策課 (TEL 029-282-1711)        |
| ○小美玉市 商工観光課 (TEL 0299-48-1111)       | ○利根町 まち未来創造課 (TEL 0297-68-2211)      |
| ○大洗町 商工観光課 (TEL 029-267-5111)        | ○取手市 産業振興課 (TEL 0297-74-2141)        |
| (か) ○笠間市 商工課 (TEL 0296-77-1101)      | (な) ○那珂市 商工観光課 (TEL 029-298-1111)    |
| ○鹿嶋市 商工観光課 (TEL 0299-82-2911)        | ○行方市 商工観光課 (TEL 0291-35-2111)        |
| ○かすみがうら市地域未来投資推進課 (TEL 029-897-1111) | (は) ○坂東市 商工観光課 (TEL 0297-35-2121)    |
| ○神栖市 企業港湾商工課 (TEL 0299-90-1111)      | ○日立市 商工振興課 (TEL 0294-22-3111)        |
| ○河内町 まちづくり推進課 (TEL 0297-84-2111)     | ○常陸太田市 商工振興・企業誘致課 (TEL 0294-72-3111) |
| ○北茨城市 商工観光課 (TEL 0293-43-1111)       | ○常陸大宮市 商工観光課 (TEL 0295-52-1111)      |
| ○古河市 商工観光課 (TEL 0280-22-5111)        | ○ひたちなか市商工振興課 (TEL 029-273-0111)      |
| ○五霞町 産業課 (TEL 0280-84-1111)          | ○鉾田市 商工観光課 (TEL 0291-33-2111)        |
| (さ) ○境町 まちづくり推進課 (TEL 0280-81-1300)  | (ま) ○水戸市 商工課 (TEL 029-224-1111)      |
| ○桜川市 商工観光課 (TEL 0296-55-1111)        | ○美浦村 経済課 (TEL 029-885-0340)          |
| ○下妻市 商工観光課 (TEL 0296-43-2111)        | ○守谷市 経済課 (TEL 0297-45-1111)          |
| ○常総市 商工観光課 (TEL 0297-23-2111)        | (や) ○八千代町 産業振興課 (TEL 0296-48-1111)   |
| ○城里町 まちづくり戦略課 (TEL 029-288-3111)     | ○結城市 商工観光課 (TEL 0296-32-1111)        |
| (た) ○大子町 観光商工課 (TEL 0295-72-1111)    | (ら) ○龍ヶ崎市 商工観光課 (TEL 0297-64-1111)   |